○文部科学省告示第百二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（彫刻の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造天王立像　一軀	国（文化庁保管）	
木造不動明王坐像　一軀	宗教法人明王院	神奈川県鎌倉市十二所三二
木造蘭溪道隆坐像（西来庵開山堂安置）　一軀	宗教法人建長寺	神奈川県鎌倉市山ノ内八
木造十二神将立像　十二軀	宗教法人曹源寺	神奈川県横須賀市公郷町三―二三
木造神像（男神坐像　一／女神坐像　一）　二軀	宗教法人箱根神社	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根八〇―一
木造千手観音坐像　一軀 像内に保元三年、大仏師僧㊞勝、本躰御身能登国阿□□□霊木等の銘がある	宗教法人海門寺	石川県七尾市大田町五―七四
木造千手観音立像　一軀	宗教法人高成寺	福井県小浜市青井一―一一―一
木造愛染明王坐像　一軀 像内に合子入木造愛染明王坐像を納める	宗教法人甚目寺	愛知県あま市甚目寺東門前二四
木造獅子　一軀	宗教法人教王護国寺	京都府京都市南区九条町一
木造弥勒仏坐像　一軀	宗教法人弥勒寺	奈良県大和高田市土庫二―八―一三
木造天神坐像　一軀 像内に奉造立与喜大明神御正躰、正元元年五月等の銘がある 像内に十一面観音鏡像を納める	宗教法人與喜天満神社	奈良県桜井市初瀬一
木造執金剛神立像　一軀 像内にア（梵字）阿弥陀仏の銘がある 木造深沙大将立像　一軀 附　宝篋印陀羅尼（執金剛神像内納入）　一巻	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町高野山一三二
木造足利尊氏坐像　一軀	宗教法人安国寺	大分県国東市国東町安国寺二二四五
銅造観音菩薩立像　一軀 台座框に壬寅年の刻銘がある	宗教法人長谷寺	大分県中津市三光西秣一八九三

○文部科学省告示第百二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文